

平成20年第2回定例会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成20年6月6日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	24番 赤木 英機 25番 小園 寛昭
日程第2	会期の決定	14日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	発議第4号 壱岐市議会議員定数条例の制定について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第5	発議第5号 壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第6	施政方針の説明	市長 説明
日程第7	報告第1号 平成19年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第8	報告第2号 平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第9	報告第3号 平成19年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第10	報告第4号 平成19年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第11	議案第46号 壱岐市合併振興基金条例の制定について	総務部長 説明
日程第12	議案第47号 壱岐市ふるさと応援基金条例の制定について	総務部長 説明
日程第13	議案第48号 壱岐市立一支国博物館条例の制定について	総務部長 説明
日程第14	議案第49号 壱岐市手数料条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第15	議案第50号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第16	議案第51号 平成20年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	財政課長 説明
日程第17	議案第52号 平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長 説明
日程第18	議案第53号 平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長 説明

日程第19	議案第54号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第20	議案第55号	平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	病院管理部長	説明
日程第21	議案第56号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	総務部長	説明
日程第22	議案第57号	郷ノ浦辺地、武生水A辺地、武生水B辺地(変更)、武生水C辺地(変更)、沼津B辺地及び布気辺地に係る総合整備計画の策定について	総務部長	説明
日程第23	議案第58号	財産の無償貸付について	総務部長	説明
日程第24	議案第59号	字の区域の変更について	産業経済部長	説明
日程第25	議案第60号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済部長	説明
日程第26	議案第61号	市道路線の認定について	建設部長	説明
日程第27	陳情第1号	最低賃金の引き上げ制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情	写し配布	
日程第28	陳情第2号	壱岐市民病院における透析患者受け入れ体制の充実に関する陳情	写し配布	
日程第29	要望第1号	身障者でも、使用出来るプール場の開放について	写し配布	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(26名)

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
15番	馬場 忠裕君	16番	久間 進君
17番	大久保洪昭君	18番	久間 初子君
19番	倉元 強弘君	20番	瀬戸口和幸君

21番	市山	繁君	22番	近藤	団一君
23番	牧永	護君	24番	赤木	英機君
25番	小園	寛昭君	26番	深見	忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本	陽治君	事務局次長	加藤	弘安君
事務局係長	瀬口	卓也君	事務局書記	松永	隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川	博一君	副市長	久田	賢一君
教育長	須藤	正人君	総務部長	小山田	省三君
市民部長	米本	実君	保健環境部長	山内	達君
産業経済部長	山口	壽美君	建設部長	中原	康壽君
消防本部消防長	山川	明君	病院事業管理監	市山	勝彦君
病院管理部長兼病院事務長				山内	義夫君
教育次長	白石	廣信君	総務課長	堤	賢治君
財政課長	牧山	清明君			
会計管理者兼会計課長				目良	強君

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり定足数に達しております。ただいまから平成20年第2回
壱岐市議会定例会を開会します。

これから議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

議事に入る前に職員紹介の申し出がっております。小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） おはようございます。本日、市議会定例会から議会に出席する職員
の紹介をさせていただきます。収入役制度の廃止に伴いまして新しく会計管理者に4月18日付
で就任しております目良強を御紹介いたします。（「壱岐市会計管理者になりました目良強と申

します。議員皆様の御指導を賜り壱岐市会計の健全な管理運営に努めますので、どうぞよろしく
お願いいたします。」と呼ぶ者あり)

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 正人君） 私、5月20日開会の壱岐市教育委員会におきまして、教育長に選任
をいただきました。教育の島、壱岐の伝統を守り、壱岐市の教育の数々の課題に取り組んでまい
ります。今後とも御指導をよろしくをお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、24番、赤木英機議員、25番、
小園寛昭議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る5月30日に議会運営委員会が開催され、協議をされて
おりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

○議会運営委員長（牧永 護君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成20年第2回壱岐市議会定例会の議事運営について、協議のため5月30日、議会運営委
員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

会期日程案につきましては、各議員お手元に配付いたしております、本日から6月19日まで
の14日間と申し合わせをいたしました。

本定例会に提案されます案件は、報告4件、条例制定3件、条例改正2件、平成20年度補正
予算5件、その他6件、及び議員発議2件の合計22件となっております。

また、陳情第3件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。なお、この3件
につきましては、当委員会で協議の結果、委員会に付託すべきものに分類させていただきました
ので、了承願います。

本日は、会期の決定、議長の報告、表彰の伝達の後、発議第4号及び第5号について審議、採
決を行い、その後、市長の施政方針の説明を受け、本日送付された議案の上程説明を行います。

6月7日から10日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をさ
れる方は6月9日正午までに提出をお願いします。

6月11日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告案件を除き、所管の委員会へ審査付

託を行います。質疑をされる場合は明確な答弁を求める意味からもできる限り事前に通告されますようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、一般会計補正予算につきましては特別委員会を設置して審査すべきと、このことを確認いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

6月12日と13日の2日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の時間制限といたします。

また、質問回数については、制限をしないこととします。なお、同一趣旨の質問につきましては質問者間で調整をお願いしたいと思います。

また、通告書につきましても市長の適切なる答弁を求める意味からも質問の趣旨を明快に記載されるようあえてお願いをいたします。

6月16日と17日を委員会開催日としております。6月19日、本会議を開催、委員長報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会期中に契約関係案件2件、人事案件3件が追加議案として提出される予定ですが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第2回定例会の会期日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月19日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月19日までの14日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（深見 忠生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

第2回壱岐市議会定例会に提出され受理した議案等は20件、陳情等3件、議員発議2件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。4月10日、西海市において開催の「平成20年度長崎県市議会議長会定期総会」に出席をいたしました。会議では平成19年度事務報告及び決算報告を承認、また平成20年度予算並びに各市提出議案27件が可決承認されました。

次に、4月24日、熊本市において開催の「第83回九州市議会議長会定期総会」に出席をいたしました。平成19年度事務並びに決算報告、役員改選で会長に熊本市の牛嶋議長を選出、平成20年度予算並びに各県提出の23議案が可決承認されました。

次に、5月13日、東京都において「全国自治体病院経営都市議会協議会第36回定期総会」が開催され、総会に先立ち、総務省自治財政局、浜田省司地域企業経営企画室長より「公立病院改革について」と題する講演がなされました。

総会においては、平成19年度決算、20年度事業計画並びに予算が承認可決、また医師確保対策や自治体病院に係る交付税措置を初めとする財政措置等の要望決議が採択されました。

なお、壱岐市議会議長は全国自治体病院経営都市議会協議会の理事に就任することになりましたので、あわせて御報告をいたします。

次に、5月28日、東京都において開催の「全国市議会議長会第84回定期総会」に出席をいたしました。会議に先立ち、永年勤続功労表彰が行われ、本市からも赤木英機議員、牧永護議員、近藤団一議員、瀬戸口和幸議員の各氏と私の5名が表彰されましたので、御報告を申し上げますとともに、この後、伝達を行いたいと思います。

会議では一般事務報告、各委員会報告並びに各地区より提出の25議案、会長提出3議案が可決承認され、関係省庁、国会議員に陳情、要請を行うことが決定されました。

なお、総会終了後、長崎県市議会議長会として要望活動を行い、県選出国會議員に対し27項目にわたる要望を行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

本定例会において議案等説明のため白川市長を初め、教育委員会委員長等に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

ただいまから、全国市議会議長会から表彰状の伝達式を行います。伝達式の間、副議長と交代をいたします。

〔議長（深見 忠生君）26番席へ、副議長（小園 寛昭君）議長席へ移動〕

○副議長（小園 寛昭君） それでは、ただいまから伝達式を行います。受賞者の名前を事務局長に読み上げさせますので、順次、演壇の前にお進みください。

○事務局長（松本 陽治君） 初めに、正副議長歴4年以上で26番、深見忠生議員。

〔副議長（小園 寛昭君）、議員（26番、深見 忠生君）、演壇前へ移動〕

○副議長（小園 寛昭君） 表彰状、壱岐市、深見忠生殿、あなたは市議会正副議長として4年、議会の振興に務められ、その功績は著しいものがありましたので、第84回定期総会に当たり、

今回表彰規定により表彰いたします。平成20年5月28日、全国市議会議長会会長藤田博之。

〔副議長（小園 寛昭君）より、議員（26番、深見 忠生君）へ賞状伝達〕

（拍手）

○事務局長（松本 陽治君） 議員在職10年以上で、24番、赤木英機議員。

〔議員（24番、赤木 英機君）演壇前へ移動〕

○副議長（小園 寛昭君） 表彰状、壱岐市、赤木英機殿、あなたは市議会議員として12年、議会の振興に務められ、その功績は著しいものがありましたので、第84回定期総会に当たり、今回表彰規定により表彰いたします。平成20年5月28日、全国市議会議長会会長藤田博之。

〔副議長（小園 寛昭君）より、議員（24番、赤木 英機君）へ賞状伝達〕

（拍手）

○事務局長（松本 陽治君） 同じく、議員在職10年以上で、23番、牧永護議員。

〔議員（23番、牧永 護君）演壇前へ移動〕

○副議長（小園 寛昭君） 表彰状、壱岐市、牧永護殿、以下同文。（拍手）

〔副議長（小園 寛昭君）より、議員（23番、牧永 護君）へ賞状伝達〕

○事務局長（松本 陽治君） 同じく、議員在職10年以上で、22番、近藤団一議員。

〔議員（22番、近藤 団一君）演壇前へ移動〕

○副議長（小園 寛昭君） 表彰状、壱岐市、近藤団一殿、以下同文。（拍手）

〔副議長（小園 寛昭君）より、議員（22番、近藤 団一君）へ賞状伝達〕

○事務局長（松本 陽治君） 同じく、議員在職10年以上で、20番、瀬戸口和幸議員。

〔議員（20番、瀬戸口和幸君）演壇前へ移動〕

○副議長（小園 寛昭君） 表彰状、壱岐市、瀬戸口和幸殿、あなたは市議会議員として10年、以下同文。（拍手）

〔副議長（小園 寛昭君）より、議員（20番、瀬戸口和幸君）へ賞状伝達〕

〔副議長（小園 寛昭君）議長席へ〕

○副議長（小園 寛昭君） ここで、私から受賞者の皆様にお祝いの言葉を申し上げます。

ただいま表彰を受けられました皆様には、このたび全国市議会議長会会長から長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献された功績によりまして、表彰の栄に浴されました。誠にありがとうございます。心よりお祝い申し上げます。また、皆さんの輝いご功績に対しまして、深く敬意を表するしだいでありませう。

地方分権が進められる今日、市議会の役割と責務はますます重要になってきております。皆様におかれましては、このたびの榮譽を契機に、この上とも御自愛くださいませ、市政発展のためより一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。お祝いの言葉といたします。

次に、受賞者を代表して、赤木議員から謝辞を述べたいとの申し出がっておりますので、これを許します。

〔議員（24番、赤木 英機君） 登壇〕

○議員（24番 赤木 英機君） それでは、受賞者を代表いたしまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

ただいま、全国市議会議長会会長表彰の表彰状並びに記念品をちょうだいいたしまして、身に余る光栄に存じているところでございます。

また、議会を代表して、小園副議長からていねいなお祝いのお言葉を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

私どもが表彰を受けることができましたのも、ひとえに理事者を初め議会、市民の皆様方の暖かい御指導と御鞭撻、お力添えがあったからこそであり、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

今回の荣誉に報いるためにも、今後とも常に研鑽を怠ることなく、老岐市の市政発展と住民福祉の向上、発展のためにさらに努力をし、新たなる決意を持って取り組んでまいりたいと思っております。

どうか皆様方におかれましては、今後とも変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、はなはだ措辞ではございますがお礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

〔議員（24番、赤木 英機君） 降壇〕

〔受賞議員演壇前から、自席へ移動〕

○副議長（小園 寛昭君） 以上をもちまして、伝達式を終わります。

議長と交代いたします。

〔副議長（小園 寛昭君）議長席から25番席へ、議長（深見 忠生君）26番席から議長席へ移動〕

○議長（深見 忠生君） ただいまは大変ありがとうございました。

日程第4．発議第4号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第4、発議第4号老岐市議会議員定数条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。3番、小金丸益明議員。

〔提出議員（小金丸益明君） 登壇〕

○提出議員（3番 小金丸益明君） 発議第4号、平成20年6月6日、老岐市議会議長深見忠生

様、提出者、壱岐市議会議員小金丸益明、賛成者、壱岐市議会議員坂本拓史、同上市山和幸。壱岐市議会議員定数条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。壱岐市議会議員定数条例、壱岐市議会議員の定数は地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により20人とする。附則、この条例は交付の日から施行し、同日以後、初めてのその期日が告示される一般選挙から適用する。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第4号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第4号壱岐市議会議員定数条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第4号壱岐市議会議員定数条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第5. 発議第5号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第5、発議第5号壱岐市議会の議員の報酬特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。23番、牧永護議員。

〔提出議員（牧永 護君） 登壇〕

○提出議員（23番 牧永 護君） 発議第5号、壱岐市議会議長深見忠生様、提出者、壱岐市議会議員牧永護、賛成者、壱岐市議会議員中田恭一、同じく倉元強弘、同じく瀬戸口和幸、同じ

く近藤団一、同じく赤木英機。壱岐市議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。提案理由、議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、及び議員の報酬の一部を減額するため。

壱岐市議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例、壱岐市議会議員の報酬の特例に関する条例（平成17年壱岐市条例第32号）の一部を次のように改正する。本則、本文中、100分の5を100分の10に改める。附則、この条例は平成20年7月1日から施行する。以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第5号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第5号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第5号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6. 施政方針の説明

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第6、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

本日、ここに私にとりまして初めての定例会でございます平成20年第2回市議会定例会を召

集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る5月25日、第61回長崎県消防団大会を長崎県消防協会及び壱岐市の共催にて壱岐文化ホールで開催いたしましたところ、県内各地の消防団員を初め壱岐市内の消防団員、消防関係者など約850名の御参加を賜り、盛大に開催することができました。御協力賜りました数多くの方々に対し、衷心より厚くお礼を申し上げます。

同大会には、長崎県議会三好議長様を初め、日本消防協会片山虎之助会長御本人にもお越しいただき、特別講演をしていただくなど、近年まれに見る消防団大会を開催することができました。

本大会に臨まれた数多くの団員や消防団関係者は消防、防災への誓いを新たにされたものと確信をいたしております。

また、本年は消防ポンプ操法大会が開催される年でもございます。消防団員皆様のさらなる意識、技術の向上を御期待申し上げますとともに、壱岐市といたしましても安全、安心のまちづくりにより一層取り組む所存でございますので、今後とも御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

つい先日の6月2日には、壱岐観光協会、勝本町観光協会、石田町観光協会の合併調印式がとり行われ、7月1日から壱岐市観光協会として新たにスタートすることになりました。壱岐観光浮揚のために3年余りの議論を重ねられ、地域の垣根を超えて壱岐市観光協会が誕生いたしますことはまことに喜ばしく、合併にいたるまでに御尽力されました多くの方々の御労苦に対し衷心よりご慰労と感謝の意を評する次第でございます。

本合併を契機といたしまして、今後さらに一致結束され、壱岐にしかない観光資源を活かした壱岐ならではのいわゆるオンリーワンの観光ブランド構築に向けて大いにまい進されますことを期待するところでございます。

壱岐市観光協会の限りない御発展を心よりお祈り申し上げます。

それでは、平成20年度の施政方針について所信を申し述べますとともに、補正予算案等につきましてその概要を御説明申し上げます。

なお、本施政方針につきましては、さきの臨時会で申し述べました所信表明と重複する部分につきましては、一部割愛いたしておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

まず**1. 行財政改革**でございます。（1）**無駄遣いストップ本部**について申し上げます。

市民皆様からお預かりする貴重な税金をむだなく有効に活用するため、去る5月20日、私の公約でもあります「壱岐市無駄遣いストップ本部」を立ち上げたところでございます。組織といたしましては、私が本部長として陣頭指揮をとり、副本部長に副市長、そして本部員に各部長を当てますとともに、市民の目線に立った無駄遣いを排除するため、民間から4名の皆様に本部員を委嘱いたしております。

具体的には全職員を対象に各部署からの無駄遣いの提案と各部署を超えた全庁的な無駄遣いストップを図るためのプロジェクトチームを立ち上げ、そこから無駄遣いストップの提案を行い、さらに市民皆様からもご意見、ご提案をいただくことにいたしております。

あらゆる面から行政のむだ遣いを洗い出し、検討、協議を重ね、スピード感を持って6月末までには「無駄遣いストップ計画」を策定いたします。

計画の実行につきましては、それぞれ実行できるものから直ちに着手し、実践してまいります。その後の進捗状況につきましても無駄遣いストップ本部を定期的開催し、計画の実行について厳しく点検を行うとともに、その動きについて随時ホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

「無駄遣いストップ」の提案につきましては、市民皆様からも提案を募集いたしておりますので、ぜひ貴重な御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

(2) 資産の整理、統廃合について申し上げます。

私の公約でもあります「赤字施設は民営化を含め整理、統合を進める」との実現に向けて、去る5月26日に市役所内部で組織する壱岐市行政改革推進本部を立ち上げ、「市有財産の整理統合」に向けた検討を始めたところでございます。

市が所有する公共財産、これは公営企業会計、道路、河川、港湾漁港財産を除いておりますが、土地約6,500筆、建物約1,000棟のうち、建物につきましては全施設について現状確認を行い、活用運営方針の見直しを行うよう、現在施設所管課に指示を行っているところでございます。

非効率的な施設につきましては、統廃合、または民間委託の活用を図ってまいります。

遊休地につきましては、取得の際の条件や市の事業計画等を整理し、不要なものにつきましては売却の方針で進めてまいります。

また、公用車につきましても、皆様、御承知のこととは存じますが、既に大型排気量の乗用車につきましては売却の方針で決定し、その他の公用車につきましても庁舎ごとの集中管理方式により効率的な活用を図り、住民サービスの低下を招かない範囲で台数の削減に努める所存でございます。

財政状況が大変厳しい本市にとりましては、資産の整理、統廃合は極めて重要なことでございます。今後とも情報公開を積極的に行い、資産の適切な管理、運用に努めてまいりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、**2. 交流人口、定住人口の拡大**についてでございます。

(1) 「原の辻遺跡」関連整備事業について申し上げます。

県立埋蔵文化財センター及び市立一支国博物館の建設につきましては、工事安全祈願祭が去る

4月26日に建設予定地において金子知事様を初め、県、市、地域関係者の多くの方々の出席を賜り、とり行われたところでございます。

工事の進捗といたしましては、現在、既に基礎工事が着手され、本年度中には建物の骨組みまで完成する予定でございます。

遺跡の復元整備事業につきましては、国庫補助を活用し、遺跡の中心域に建物復元と保存整備工事を進めておりますが、計画しているやぐら等数種の建物17棟が今年度中に全棟完成する予定でございます。今後は建物が以前どのように活用されていたのかわかるような室内展示の整備を行ってまいります。

壱岐が世界に誇る素晴らしい歴史遺産を島内外に発信する活動につきましては、去る5月17、18日に第1回シルクロード講座を開催し、延べ600人の方々に御参加いただき、壱岐の文化や歴史、遺産にふれていただくことができました。今後も市民と協働によるイベントを企画するなど、博物館開館に向けてさらなるPRに努める所存でございます。

県立埋蔵文化財センター及び市立一支国博物館を本当に活かした施設にするためには、壱岐の素晴らしい歴史遺産を1人でも多くの方々にまずは知っていただくことが大変重要でございます。

建設工事と平行いたしまして、今後ともさらなる情報発信に努めてまいる所存でございます。

(2) 第69回国民体育大会について申し上げます。

平成26年に長崎県で開催される第69回国民体育大会におきまして、ソフトボール競技（成年女子）と自転車競技（ロード）の2競技の開催地として壱岐市が選定されました。

これに対応すべく、4月の機構改革により総務部内に国体準備室を設置し、現在は会場市として国体開催に向けた施設整備を初め、輸送、宿泊などの受け入れ体制を確立するための諸準備を進めております。

本年の事業計画につきましては、選定された2競技の中央競技団体である「日本ソフトボール協会」及び「日本自転車競技連盟」による正規視察が7月と11月に予定されており、それぞれの指摘事項を検討し、最終的な実施計画を作成いたします。

(3) 子供農山漁村交流プロジェクトについて申し上げます。

農林水産省、文部科学省、総務省が連携して子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支える教育活動を推進することを目的として、小学生を対象とした農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動を段階的に推進し、平成25年度からは公立小学校の1学年120万人に義務づけられる制度が始まります。この宿泊体験活動を受け入れるモデル地区を平成20年度から24年度までに段階的に募集し、最終的には全国で500カ所が認定されますが、このたび、壱岐体験型観光受入協議会が全国50カ所の中に県下で松浦市、小値賀町とともに認定されました。これは交流人口拡大への大きなチャンスであり、認定にいたる

までに御尽力いただきました関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

市といたしましては、関係各課を中心に農協、漁協等も連携を図りながら、壱岐体験型観光受入協議会の取り組みを積極的に支援していく所存でございます。

(4) 観光施設の管理について申し上げます。

いよいよ壱岐観光のトップシーズンに入っておりますが、壱岐を訪れる皆様には快適な空間を提供できるよう、各施設を定期的に巡回点検し、おもてなしの心を持って施設の美化に努めてまいります。

特に、イルカパークや筒城浜海水浴場など人気の高い施設につきましては、訪れた方々がいやされるよう、現場の声を聞きながら施設の点検を行い、受け入れ体制の整備に努めてまいります。

また、壱岐島荘とサンドーム壱岐につきましては、御承知のとおり、厳しい経営状態が続いており、今のような経営状態のままでは事業継続は困難でございます。したがって、両施設の今後の運営につきましては合理化を徹底するとともに、譲渡や賃貸等も視野に入れ、早急に結論が出せるよう努力いたします。

(5) 商店街、空き店舗対策について申し上げます。

旧四町商店街には店主の高齢化、後継者不在などにより閉店した空き店舗が多く見られます。壱岐市商工会におきましても町の賑わいをつくり出す事業に鋭意努力を重ねておられますが、なかなかその成果が上がらないのが現状でございます。

市といたしましても、商工会との連携のもと、空き店舗対策会議の立ち上げと空き店舗の実態調査を実施したいと考えております。

商店街や家主の意向も踏まえ、新たな業種の掘り起こしや事業者の募集などに取り組んでまいります。

(6) 雇用対策について申し上げます。

原油の高騰による景気のかげりが見える中、本年4月の全国の有効求人倍率は1.0倍代を割り込んで0.95倍となり、壱岐市の4月の有効求人倍率は0.42倍と依然として厳しい状況でございます。

このような情勢の中、壱岐市といたしましては、雇用の場の創出を図るべく企業誘致に取り組み、昨年度からは専門職員を配置し、財団法人長崎県産業振興財団へも職員を派遣するなど体制の強化を図り、現在3社の企業立地が実現できております。

4月1日現在での3社の雇用人数は78名でございます。今後は立地企業のフォローアップにつきましても積極的に努めてまいります。所存でございます。

また、新たな企業誘致につきましても鋭意交渉中ございまして、交渉がまとまり次第、皆様に御報告を申し上げます。

雇用の創出と地域経済の活性化に向けた取り組みを既存の地場産業の育成、そして新たな企業の誘致により実現してまいります。

次に、**3. 市民福祉関係**について申し上げます。

まず(1) **市税等の収入状況**について、平成19年度の市税の収入状況は現年度調定額23億4,280万円に対し、収入額22億8,718万円で収納率は97.63%となっております。括弧は前年度の実績でございます。滞納繰越調定額につきましては2億5,263万円に対し、収入額1,739万円で、収納率は6.88%でございます。

国民健康保険税は現年度調定額11億2,331万円に対しまして収入額10億7,026万円となっており、収納率は95.28%でございます。

滞納繰越分調定額3億246万円に対し収入額2,720万円、収納率は8.99%の決算見込みでございます。

滞納繰越分につきましては、差し押さえ等も随時行い、昨年の収納率を上回ったものの現年度分につきましては景気の長期低迷の影響を受け、昨年を若干下回る厳しい結果となっております。今後につきましては、徴収体制をさらに見直し、公平、公正な税制の実現に向けてより一層努力をいたします。

(2) **各種福祉政策**について申し上げます。

障がい福祉につきまして、障がい福祉ニーズの多様化に伴い、利用者自らがサービスを選択し、契約に基づくサービスを利用する障がい者自立支援法が成立し、平成18年10月から関連事業が実施されております。この法律に基づき、第1期計画、これは平成18年度から20年度の「**壱岐市障がい者福祉計画**」並びに「**壱岐市障がい福祉計画**」を策定しておりますが、今年度はこれまでの実績を踏まえ、第2期計画、平成21年度から23年まででございますけれども、について障がい福祉計画策定委員会において検討し、策定をいたします。

また、老人福祉につきましては、老人福祉法及び老人保健法と介護保険法に基づき、平成18年度から20年度の期間の「**壱岐市老人保健福祉計画、第3期介護保険事業計画**」を策定しておりますが、そのときどきの住民ニーズに応えられるものとなるよう3年ごとに見直すこととなっております。

今年度は老人保健法の一部改正に伴い、老人福祉法と介護保険法に基づき平成21年度から23年度の期間の「**壱岐市老人福祉計画、第4期介護保険事業計画**」を策定いたします。子育て支援につきましては、県の「**地域子育て支援拠点事業**」に基づき、家庭において子育てをしている保護者が安心して子育てができる環境づくりと親育ちの支援を行い、育児不安等に対処できるよう関係各課が連携して今年度から壱岐こどもセンターにおいて「**いきっこ広場**」を実施いたします。

(3) 健康づくり事業について申し上げます。

生活の基盤が「健康」ということはだれもが認めるところでございます。平成18年度には壱岐市の子育て世代や働き盛りの世代の健康づくりを推進することを目的として、壱岐市健康づくり計画を策定し、現在39名の委員の皆様方で活発な推進活動をしております。

あわせて、食生活改善推進員の皆様におかれましても総勢168名という組織力と結束力で食品の安全、流通、調理、栄養など食に関するさまざまな啓発をあらゆる場で展開いただいております。

保健事業として、本年4月から義務づけられました40歳から74歳までの国保など各医療保険加入の被保険者を対象とした特定健診、特定保健指導につきましては、担当部署に保健師、管理栄養士を配置し、関係機関と調整、連携を行い、市民への啓発を図りながら取り組んでおります。今後は被保険者に1人でも多く健康診断を受けていただき、必要な方には保健指導を実施し、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリック症候群の発症を未然に防げるよう、健康増進等健全な国保運営に努めてまいります。

健康づくりは市民一人一人の自覚と実践によるところが大きいものでございます。今後も市民と行政が一体となって生活の基盤である「健康」づくりの推進に全力で取り組んでまいります。

次に、4. 第1次産業の振興について申し上げます。

(1) 農業振興についてでございますが、壱岐市の農業振興につきましては農業情勢が大変厳しい中、国、県の農業施策に基づき、担い手対策事業を初め園芸ビジョン21パワーアップ対策事業、長崎県肉用牛ビジョン21、農村整備事業などの各事業を推進しておりますが、さらに農業振興を図ることが本市の経済浮揚の大きな要素になると考え、国、県の補助事業以外にも負担すべき単独事業に取り組んでまいり所存でございます。

畜産につきましては、ここ数年、子牛販売価格が高値安定で推移しておりましたが、この6月市では去勢44万6,000円、雌牛38万円と前回の市よりも平均19%の急激な値下がりとなりました。全国的にも値下げ傾向にあり、5月に開設された九州管内の各市場では軒並み6から15%の急落が続いております。この背景には濃厚飼料の高騰による肥育農家の経営が圧迫されていることと牛肉の消費低迷が主な要因と考えられます。今後の動向が気にかかるところでございますが、農家の意欲と経営所得保持のため、今後も和牛改良対策事業、増頭対策事業等に積極的に取り組み、ゆるぎない産地づくりに努めます。

また、畜産環境整備を図るための堆肥センター建設に向けて、建設候補地の選定を進めておりましたが、このたび候補地の御理解をいただきましたので、今後は開発関連の諸手続きを早急に進めてまいります。

昨年度から施行された品目横断的経営安定対策に対応する特定農業団体は32組織、特定農業

法人は1組織が設立され、平成22年目標の20組織を大幅に上回っており、組織数は長崎県内の半数を占めております。これらの組織に対して壱岐地域担い手育成総合支援協議会を核として、経営指導、法人化に向けた指導を進めているところでございます。

また、認定農業者につきましても、昨年の244名から262名に増員し、会員相互の研鑽や各種経営技術の研修会等を通じて効率的かつ安定的な農業経営を目指しております。

壱岐の基幹産業である農業は自立しうる農業経営の育成に努めていかなければなりません。壱岐市といたしましては、今後も品目横断的経営安定対策の要件を満たす担い手である特定農業団体、認定農業者の育成に努めてまいります。

(2) 農村整備事業について申し上げます。

農業農村の持つ多面的機能を有効に整備し、21世紀においても活力ある農村地域を維持発展させていくため、生産基盤、生活環境基盤の整備を推進する必要があります。このため土地改良施設維持管理適性化事業やふるさと振興基盤整備事業など、各種事業を実施いたします。

また、平成19年度から新規事業としてスタートいたしました農地・水・環境保全向上対策事業の取り組み状況は、今年度は81組織、1,140ヘクタールを実施予定であり、平成17年度より5カ年継続中の中山間地域等直接支払い制度事業につきましては115組織613ヘクタールを実施予定でございます。適正な農業生産活動の維持と農地の多面的機能を確保するとともに、農業者と地域住民の共同活動に対する支援を行ってまいります。

(3) 水産振興について申し上げます。

本市の基幹産業であります水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、漁獲の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足、さらにはとどまるどころを知らない高騰する燃油とどれ一つとりましても明るさが見えてまいりません。

このような状況の中、市内5漁協の漁獲状況でございますが、19年度は対前年度比で漁獲量6%増ではありますが、漁獲高では5%ほどの減となっており、燃油高騰等とあわせて漁家経営に大きな影響を及ぼしている状況でございます。

離島は本土地区に対しまして生産資材の取得、あるいは輸送面での不利な条件、または漁業者の減少や高齢化が進んでいる状況など、これまで守り育ててきた海域環境を管理保全できなくなることが予想されています。これらを維持、改善するため、平成17年度から創設されました離島漁業再生支援交付金事業のなお一層の活用、推進を図るとともに、この事業が平成21年度までの事業であるため、事業の継続をさらに働きかけてまいる所存でございます。

漁業の後継者対策につきましては、漁業への就業者減少や高齢化の進行に伴い、新規就業者の育成対策が必要でございます。このため、新規就業者のための研修に対する助成事業、さらには漁船取得のための支援といたしまして漁船リース事業に積極的に取り組み、より一層の漁業振興

につなげてまいります。

漁業生産は自然環境の影響を受けての変動が大きく、これまで沿岸漁業におきます一部の中高級魚につきましては栽培漁業での取り組みによりまして、資源状態が好転し始めている魚種がある一方、依然として多くの魚種で厳しい状況でございます。

このような状況の中、栽培漁業は自然界で最もリスクが大きい時期を人工的な管理に基づき飼育し、そこで生産した種苗を天然水域に放流して、その後、持続的な漁獲を図るものであります。

壱岐市におきましても関係者の強い要望がありました壱岐栽培センターの建設に着手し、来年4月からの生産開始に向け、鋭意努力いたしております。

安定した種苗の生産放流により、沿岸域でのより一層の漁獲向上を期待するところでございます。

5. 環境保全について申し上げます。

(1) 一般廃棄物処理施設整備についてでございますが、壱岐市の一般廃棄物処理施設は各処理施設の老朽化、設置地域との協定、し尿の海洋投棄の禁止、及び長崎県ごみ処理広域化計画に基づく施設の集約等の諸条件のもと、合併後の壱岐市が早急に取り組むべき重要政策であります。

今日までの経過は平成17年1月31日に「壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会」を立ち上げ、その答申に基づき新たな施設整備の候補地選定を進め、市議会への説明を経て、設置予定地域の自治会、公民館の協議の上、環境保全協定を締結するにいたっているところでございます。

平成19年度からは環境アセスメント調査、測量、発注仕様書等の業務委託に着手いたしております。

平成20年度につきましては、芦辺町クリーンセンターの解体工事及び焼却施設関連、汚泥再生処理施設の総合評価業務関係の委託費等の関連予算が3月議会において議決、承認されております。

一方、一般廃棄物処理行政については見直しを行い、壱岐市の環境循環型社会の構築を目指して改革を進めていく考えでありますが、施設整備については既に環境省から事業の承認がなされ、また既存施設整備地域及び新たな施設整備計画地域の自治会、公民館との協定の経過を踏まえ、今後、国、県及び地域との協議を進めながら再検討しているところでございます。

この事業は継続中のものであり、早急に整備の方針を決定し、議会へ報告をいたしたいと考えております。

(2) 下水道事業について申し上げます。

公共下水道事業につきましては、本年度は郷ノ浦町永田地区、シメノ尾地区の管渠布設工事を予定いたしております。諸手続きが済み次第、工事発注ができるよう諸準備を進めております。

新規の供用開始区域につきまして、公民館ごとの説明会や個別訪問等を実施し、事業の啓蒙推進に努め、既供用開始区域も含めた加入率向上により一層努めてまいります。

漁業集落環境整備事業につきましては、本年度は瀬戸地区の下水道、管渠布設工事1,300メートル、マンホールポンプ場2カ所の整備について工事発注する予定でございます。

瀬戸地区につきましては、芦辺漁港浄化センターが完成いたしましたので、一部供用開始に向けた加入促進をはかるため、公民館ごとの説明会を現在行っております。

公共用水域の水質改善及び生活環境の向上に向けて、今後も下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業をより一層推進いたす所存でございますので、下水道への加入、または合併処理浄化槽の設置について市民皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、**6. 建設関係**について申し上げます。

(1) **道路河川等の整備**についてでございますが、道路整備につきましては、本年度は補助事業2路線、起債事業11路線、単独事業19路線を実施いたします。河川整備につきましては、継続地区として準用河川「町谷川」の整備と新規地区として「池田川」の整備を実施いたします。急傾斜地崩壊対策事業につきましては継続の石田町「志自岐地区」、郷ノ浦町の「宇土地区」、
「小崎地区」の整備を実施いたします。都市計画事業のまちづくり交付金事業につきましては、第2期の取り組みとして、平成18年度から「壱岐の中心地区再生に向けた、地域の安全、安心、豊かに暮らせるまちづくりの創造」を目標に掲げ、道路、歩道、公園整備等を進めてまいります。

また、街なみ環境整備事業として、美しいまちづくり推進事業で勝本浦のまちづくりに取り組んでおりますが、本年度は黒瀬公衆トイレの整備を実施するよう計画をいたしております。

(2) **公営住宅建設事情**について申し上げます。

全国的な人口の高齢化に伴い、公営住宅建設のニーズも変化してきており、安全、安心の住まいづくりの観点から、バリアフリー化が原則となっております。

壱岐市におきましても、高齢化率は30.39%、これは5月末現在でございますが、非常に高くなっていることを考慮して、老朽化の著しい住宅から年次的に建てかえ計画を作成してバリアフリー住宅の整備、推進を図っております。

平成20年度におきましては、石田町の白水団地、1棟6戸、郷ノ浦町の上町団地、1棟8戸の建設を実施いたします。21、22年度もさらに建設予定でございますが、市民の住宅困窮状況を的確に把握し、市民が安心して暮らせる住環境整備に努めてまいります。

(3) **水道事業**について申し上げます。

簡易水道事業におきましては、湯ノ本地区を本年度より平成24年度までの5カ年で、石田地区におきましては本年度から23年度までの4カ年計画で管渠布設工事を実施いたします。これにより漏水防止に進むものと期待をいたしております。

また、勝本町片山地区内の採石場跡地ため池周辺部につきましては、土地所有者から水資源としての活用の申し入れがありました。昨今の異常気象による降水量不足による貯水池の貯水量の低下、地下水の低水位及び河川水の汚染など、水道水源を確保するには不安な状況が生じております。

水道水の安定供給を図るためには水源確保が必要不可欠であり、採石場跡地ため池につきましては豊富な貯水量がございます。ため池及び周辺部の購入も視野に入れた検討を行いたく、水質、土質調査に係る費用を本議会に補正予算として提出いたしておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、**7. 教育**について申し上げます。

(1) **社会教育関係**についてでございますが、「まちづくりは人づくり」であり、よりよい人づくりの実現のため人権尊重に基づいた人権学習を初め、壱岐の将来を担う青少年の健全育成、心豊かな人を育み、癒しを提供できる芸術文化活動の創造、市民一人ひとりの体力にあったいつでもどこでもだれでもが気軽にスポーツに親しむことができるコミュニティスポーツの推進とその環境づくりに努めてまいります。

安全、安心な子供たちの居場所づくりとして国の推進事業であります「放課後子供教室事業」につきましては、19年度から盈科小学校区、これは壱岐子ども劇場でございますけれども、霞翠小学校区、翠の会の2カ所の教室が活動を展開中ではありますが、今年度におきましても学校や地域の御理解をいただき、さらに新たな2小学校区での開設に向けて努力をいたします。

壱岐の宝である青少年の健全育成、芸術文化の発展、スポーツの振興、人と人との心豊かなつながりがより良いまちづくりを実現するものと確信して、社会教育の諸事業を推進してまいります。

(2) **学校教育**について申し上げます。

壱岐市では、心豊かでたくましい子供の育成を目指しており、子供たちが地域を愛し、郷土に誇りを持てるよう、学校教育活動に地域の伝統や歴史、文化にふれる学習内容を多く取り入れ、地域のよさや教育力を生かした教育を推進する所存でございます。

特に壱岐の宝である「原の辻遺跡」につきましては、これまで以上に学校教育において学ばせる必要があると考えております。そこで、学校現場が一支国博物館を活用する際の活用例や具体的な方法をまとめた「一支国博物館活用マニュアル」の作成を進める所存でございます。少なくとも開館半年前までには完成させ、壱岐の子供たちに壱岐が世界に誇る素晴らしい歴史遺産をより深く学ばせていきたいと考えております。

(3) **学校統廃合**について申し上げます。

壱岐市におきましても少子化が進んでおり、小学校では複式学級編制の増加が見られ、中学校

でも約半数が各学年10人以下の小規模校となっております。今後とも子供の数はさらに減少する見込みであり、このような状況を受けて昨年7月に「壱岐市中学校統廃合に関する懇話会」を立ち上げ、これまで5回の懇話会において調査、研究、検討が進められております。6月末に提出していただく予定の最終答申を受けて、壱岐市として統廃合案を10月末までに策定し、その後、逐次パブリックコメント、アンケート調査、地区別説明会等を行い、市としての統廃合計画を固めたいと考えております。

(4) 学校施設の耐震化について申し上げます。

壱岐の将来を担う子供たちの教育のため、学校関係施設の整備は重要でございますが、市内の小中学校は建設後、相当の月日が経過し、老朽化がひどく、改修が急がれておりますので、今後限られた財源の中ではございますが、緊急度、危険度の高いものから整備を進めてまいります。

また、御存じのように、県内の公立小中学校の校舎や体育館のうち、耐震基準を満たしている建物の割合、耐震化率は37.3%であります。壱岐市内の校舎等は早い時期に離島振興法により補助を受け、昭和56年以前に建設されたものが多く、耐震施設に該当する建物は21.8%となっております。

申し上げるまでもなく、公立学校施設は児童、生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であるとともに、災害時には住民の避難場所にもなる役割を担っており、その耐震化を早急に進める必要がございます。しかしながら、多額な予算を要しますので、防災計画にあります避難施設としての体育館及び校舎の耐震診断を年次的に行い、診断結果に基づく改修工事を進めてまいります。

(5) 文化財の保護、活用について申し上げます。

壱岐島内に残る数多くの文化遺産を市民共有の財産として後世に引き継ぐためには、保存・整備・公開を通してその重要性を広く市民の皆様にお知らせすることが重要であると考えております。

このためには貴重な文化遺産の適正な保護に努めるとともに、文化財愛護思想の啓発と郷土の歴史や文化を理解し、郷土壱岐を誇りに思う人材の育成や、壱岐を訪れる修学旅行生などの体験行事等を支援していただくボランティアの育成などが必要であり、今後もより一層、人材育成に力を入れてまいります。

8. 医療について申し上げます。

まず、(1) **壱岐市民病院**についてでございますが、所信表明の中におきまして、「自ら市民病院改革の先頭に立ちます」そして「まずは早急に医師の確保に努め、医師体制を充実、強化する必要があります」と申し上げました。

早速、関係大学病院各医局との面談を開始し、5月21日には九州大学病院の2つの医局、5月29日には福岡大学病院の3つの医局の教授、医局長とお会いすることができました。

各医局の教授との面談におきましては、「これからは市民病院をどのような病院に生まれかわらせていきたいのか」という問題に対しまして、率直に「市民病院を壱岐の中核病院として明確に位置づけ、365日・24時間の救急医療体制と災害時の拠点病院としての機能を整備しなければならない。そのためにも医師の確保に努め、診療体制を充実して強化したい」と強く訴えましたところ、このような私のビジョンについて真摯に耳を傾けていただき、貴重な助言を頂戴することができました。

何事を行うにもビジョンを持つことが肝要でございます。ビジョンが明確でなければ理解や協力を得ることは難しく、物事はうまく運びません。

医師の確保についても同様でございます。明確な将来へのビジョンがなければ医師は壱岐に足を運んではくれません。「医師が足りないので派遣してください」ではなく、「市民病院はこのような医療の実現を目指しています。そのためにはこのような医師がぜひとも必要です」とはっきりと訴えなければなりません。

つまり、明確なビジョンに基づく医師の確保、医師の派遣依頼でなければ各医局は理解をしていただけないと実感をいたしております。

医師確保のために行動を開始したばかりでございますが、まずは医師を充足させることこそが壱岐市民病院が市内の中核病院として確立する第一歩であると考えておりますので、今後も私自身が先頭に立って積極的に取り組んでまいる所存でございます。

次に、病院運営についてでございますが、総務省からは「公立病院改革ガイドライン」が発表されております。壱岐市といたしましても国の方針も取り入れ、そして壱岐市独自の経営改革プランも盛り込む形で、今年度中に「公立病院改革プラン」を策定し、病院事業の改革に総合的に取り組む所存でございます。

なお、平成19年度中の患者数実績といたしましては、外来患者数は1日平均345.6人、前年比32.6人の減でございます。入院患者数は1日平均143.7人、前年比8.6人の増となっております。

次に、**(2) かたばる病院**について申し上げます。

かたばる病院は、保健、医療、福祉分野と連携した一体的サービスを行い、高齢者等に対して質の高い医療を提供するため日々努力いたしております。

平成19年度の患者数実績といたしましては、入院患者が1日平均47.4人となっております。当初計画患者の46.0人に対し1.4人の増となっております。病床利用率につきましても98.7%とほぼ満床状態でありました。また、外来患者数は1日平均27.4人で、健康診断が1日平均4.9人の合計32.3人となっており、当初計画の27.0人に対して5.3人の増となっております。

療養病床につきましては、国が全国37万床の病床数を平成23年度末をめどに介護保険適用の病床の全廃と医療保険適用の病床を削減する方針を打ち出しており、本年4月に療養病床転換促進のための新しい制度、介護療養型老人保健施設が制定されたところでございます。

かたばる病院の将来構想といたしましては、壱岐市民病院との統合を図り、その後の施設利用といたしましては介護福祉施設等への福祉施設での転換を含めた検討を行わなければならないと考えております。しかし、国から移譲後の10年間、平成26年2月末までは指定用途、いわゆる病院として運営しなければならないとの契約条項がございますために、厚生労働省及び国立病院機構本部と指定解除の協議を行う必要がございます。現在、その方向性について検討を行っているところでございます。

9. 消防救急について申し上げます。

平成19年度中の災害発生状況は、火災38件、救急1,443件、救助33件、昨年度と比較いたしますと火災は12件、救急は30件の増でありました。火災につきましては前年度と比較し、増加しており、市民皆様への火災予防啓発運動活動により一層努めてまいります。

消防施設の充実強化につきましては、消防格納庫の老朽化による2カ所の建てかえと下水道への接続工事を1カ所行う予定にいたしております。

複雑多様化する各種災害から、市民皆様の安全の確保及び安心して暮らせるまちづくり推進のために、危機管理体制の充実強化を図るとともに、時代の変化に対応した改革に取り組むよう考えております。

次に、議案関係について御説明いたします。

補正予算についてでございますが、平成20年度の予算につきましては、前定例会におきまして予算を提出し可決いただいたところでございますが、市長選挙前の骨格予算であったため、本定例会におきまして政策的予算を含めた補正予算案を提出いたしております。

概要といたしましては、一般会計補正総額18億900万円、各特別会計の補正総額5億1,849万8,000円となり、本定例会に提出いたしました補正額の合計は23億2,749万8,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は226億2,600万円で、特別会計につきましては102億3,317万6,000円となります。

その他の議案について、本日提出いたしました案件の概要は、報告4件、条例の制定・改正に係る案件5件、予算案件5件、その他6件でございます。詳しくは担当部課長から説明をさせていただきますが、何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、平成20年度の市政運営に対する所信の一端と補正予算案について申し述

べましたが、山積する行政課題に対応しながら行財政改革を推進し、財政の健全化に努めますとともに、より一層の住民サービス向上を促し、明日に希望の持てるまちづくりに誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、施政方針の説明といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで、暫時休憩いたします。再開を11時25分といたします。

午前11時12分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第7. 報告第1号～日程第26. 議案第61号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第7、報告第1号平成19年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第26、議案第61号市道路線認定についてまで20件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいま議長からありました上程議案につきましては、担当部課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 報告第1号平成19年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成19年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

次ページをお開き願います。

平成19年度壱岐市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。さきに議決をいただきました繰越明許費22億2,661万8,000円のうち、19億7,151万2,438円を繰り越していたしております。

事業名、繰越額、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

なお、既収入特定財源の4万7,000円は起債の前借り分でございます。

以上で報告を終わります。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 報告2号について御説明を申し上げます。

平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は次のとおり翌年度に繰り越した
ので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。本日の提出でござい
ます。

次ページをお開きいただきたいと思います。事業費確定により繰り越し計算書の内訳を申し上
げます。

水道管布設工事257万2,500円は、県道勝本芦辺線の配管工事の分でございます。

続きまして、水道管布設がえ補償工事380万1,000円は、市道寺源田線の工事外4件の
ものでございまして、合計637万3,500円を繰り越すものでございます。

続きまして、報告第3号を説明いたします。平成19年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰
越明許費は次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によ
り報告するものでございます。本日の提出でございます。

次ページをお願いいたします。事業費確定により内訳を申し上げます。公共下水道事業
7,520万円は中央処理区域内の下ル町工区外5件の工事の繰り越しでございます。

続きまして、漁業集落環境整備事業3,213万円は浄化センター完成に伴い場内の舗装並び
に植栽工事の繰り越しをお願いいたしております。合計1億733万円となっております。

続きまして、報告4号を説明いたします。平成19年度壱岐市水道事業会計予算を次のとおり
翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をいたします。本日
の提出でございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。事業費確定により内訳を申し上げます。佐野美水
源移転工事1,312万5,000円はボーリング工事は終わりましたが、ポンプ施設等の設置で
県道の工事の工期延長に伴うものであります。

続きまして、市道江上大神線配水管布設がえ工事2工区につきましては、工事の変更に伴う工
期延長によりまして75万6,000円を繰り越すものでございます。合計1,388万
1,000円の繰り越しとなっております。

以上3件の説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第46号壱岐市合併振興基金条例の制定について御説明をいたします。

壱岐市合併振興基金条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。提案理由は市町村の合併の特例に関する法律第11条の2に規定する合併特例債を財源とする市民の連帯の強化及び地域振興を図るための基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市合併振興基金条例、第1条には設置、市民の連携の強化及び地域振興を図るため壱岐市合併振興基金（以下基金という）を設置するをいたしております。第2条では積み立て、一般会計歳入歳出予算で定める額をいたしております。第3条から第5条につきましては、基金の管理運用、振り替え運用等について規定をいたしております。第6条につきましては処分、第7条については委任、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は市長が別に定めるといたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

なお、壱岐市の場合の基金造成に当たりましては、合併特例債上限額は22億4,730万円でございます。今年度は5億円、4年計画で計20億円を積み立てることといたしております。

以上で、議案第46号について説明を終わります。

次に、議案第47号壱岐市ふるさと応援基金条例の制定について御説明をいたします。

壱岐市ふるさと応援基金条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法の改正に伴いまして、ふるさと壱岐を愛するもの、壱岐の未来に向けて応援するものから寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき制定するものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市ふるさと応援基金条例、第1条は設置、ふるさと壱岐を愛するもの、壱岐の未来に向けて応援するものから寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的として、壱岐市ふるさと応援基金（以下基金という）を設置するをいたしております。第2条につきましては、積み立て一般会計歳入歳出予算で定める額をいたしております。第3条から第5条は管理、運用、振り替え運用について規定をいたしております。第6条処分についてでございますが、7項目にわたって規定をいたしております。これは総合計画の基本方針に沿った形をとらしていただいております。第7条につきましては、委任、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるといたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上、議案第47号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第48号壱岐市立一支国博物館条例の制定について、壱岐市一支国博物館条例を別

紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐の学術及び文化の発展、並びに地域の振興に寄与するための施設として、壱岐市立一支国博物館を設置するため条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市一支国博物館条例、第1条については設置、古来より大陸、朝鮮半島との交流及び交渉において重要な役割を果たしてきた壱岐の歴史及び文化に関する資料（以下資料という）を展示、公開することを通じ、壱岐の魅力を高め、発信することにより多様かつ活発な交流を見出し、もって壱岐の学術及び文化の発展並びに地域の振興に寄与するため、壱岐市立一支国博物館（以下博物館という）を設置するをいたしております。

第2条につきましては、名称及び位置でございます。名称は壱岐市立一支国博物館といたしております。第3条につきましては、事業について8項目を、第4条につきましては博物館の管理について、これについては指定管理者に行わせることとする規定をいたしております。第5条につきましては、指定管理者の5業務、第6条から第9条につきましては、開館日及び開館時間、利用許可とそれから利用許可上の変更事項等について規定をいたしております。第6条の中で、博物館の開館日及び開館時間は規則で定めるといたしております。

次のページでございますけれど、10条から12条につきましては、利用料金の関係について規定をいたしておるところでございます。10条の2項でございますが、利用料金は規則で定めるといたしております。

次に、13条から14条でございますが、これは現状回復及び損害賠償等の規定でございます。第15条については委任、この条例に定めるもののほか、博物館の管理運営に関して必要な事項は規則で定めるといたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から起算して2年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定及び第15条の規定は公布の日から施行するをいたしております。

これは、館ができてないこと、それから開館準備等の関係でこのような形をとらしていただいております。

以上で、議案第48号について説明を終わります。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 議案第49号について御説明いたします。

壱岐市手数料条例の一部改正について、壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由といたしましては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が平成20年3月19日公布、5月1日施行されたことに伴いまして、手数料を徴収する事項について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市手数料条例の一部を改正する条例、壱岐市手数料条例の一部を次のように改正する。別表第1、1の項につきましては戸籍の謄抄本の交付、それから2の項につきましては戸籍記載事項証明書の交付、3の項につきましては除籍謄抄本の交付、4の項につきましては除籍記載事項証明書の交付でございます。これらに関しましては、これまで何人でも戸籍の謄本、抄本、または戸籍に記載された事項に関する証明書の交付請求をすることができると言われていた戸籍法の規定が改められまして、交付請求できる場合が限定されたことによるものでございます。

本人等が交付できる場合としては、戸籍に記載されているもの、その配偶者、直系尊属、直系卑属が対象とされ、第三者請求できる場合として、自己の権利行使、義務の履行のため必要がある場合、国、地方公共団体に提出する必要がある場合、その他、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合、また国、地方公共団体の機関が法令に定める事務を遂行する場合、弁護士等が受任事務、事件に関する業務を遂行する場合、それから法務省令で定める基準手続きによる統計作成又は学術研究で、公共性が高く、必要があることを認められる場合に限り交付できるとされたことによりまして、戸籍法の根拠状況を明記するものでございます。

それから、5の項につきましては、戸籍に関する届け出申請受理書の事項証明でございます。これも法務省令で定める基準手続きによる統計作成又は学術研究に必要がある場合でございます。7の項の改正につきましては、条の繰り下げでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第50号について御説明を申し上げます。

壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、芦辺漁港漁業集落環境整備事業において、瀬戸・芦辺地区漁業集落排水処理施設を新たに設置及び管理を行うための改正で追加するものでございます。

資料1の議案関係資料の5ページをお開きいただきたいと思います。既に供用を開始しております瀬戸浦恵美須地区及び石田の山崎地区、両処理区に今回、供用を開始する瀬戸・芦辺地区集

落排水処理施設を追加するものでございまして、名称、位置は記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 議案第51号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226億2,600万円とする。第2条、地方債の補正でその内容は「第2表地方債補正」により説明をいたします。

4ページをお開き願います。「第2表地方債補正」、1、追加、起債の目的、農林水産業債、限度額6,930万円、以下記載のとおりでございます。なお、農林水産業債で借入れを予定をいたしておりますのは、ふるさと農道神ノ木地区外4地区の計画であります。2、変更は記載のとおり変更をするものでございます。2段目の辺地対策事業債でございますが、道路6路線及び消防施設整備費を計画いたしております。

5ページですが、過疎対策事業債におきましては、堆肥センター整備事業、湯ノ本、石田簡易水道の増補改良事業、並びに市民病院の医師公舎、医療機器の整備事業等を計画いたしております。

最後の合併特例事業債でございますが、議案第46号にて説明をいたしましたけれども、基金の積み立てを5億円予定いたしております、その95%を借入れるものでございます。

10ページをお開き願います。本日の予算書は新システムでこの予算書を作成いたしております。旧システムの場合は予算がある場合には増とか減とかいう表示が説明の欄にありましたが、今度の新システムにつきましてはこの表示が消えております。そういうことでよろしくお願いをいたします。

2、歳入、14款国庫支出金、7目の総務費国庫補助金でございます。既存の住民基本台帳電算処理システム改修交付金といたしまして、これは裁判員の参加する刑事裁判に関する法律によりまして、市町村選管が裁判員の候補者予定名簿の調整総数を送付するためにシステムの改修が必要であり、全額国の補助を受けるものでございます。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金では、市町村合併支援特別交付金としまして2,500万円受け入れをいたしております。これが基金の積み立てをします5億円の95%を起債で借入れまして、その残りの分、2,500万円を合併支援特別交付金として受け入れま

して全額積み立てるようになっています。

続きまして、12ページをお開き願います。17款寄附金でございます。指定寄附金としまして、ふるさと応援基金1,000円計上いたしております。これにつきましても、先ほど議案47号で説明があったとおりでございます。

18款繰入金1項特別会計繰入金でございますが、老人保健特別会計からの繰り入れといたしまして、専決で繰り出しをいたしました8,300万円の財源、その財源といたしまして支払い基金交付金、国、県の負担金の12分の11を今回繰り入れするものでございます。

2項の基金繰り入れでございます。財政調整基金の繰り入れを、財源の不足分といたしまして2億2,000万円の取り崩しを計画いたしております。

地域振興基金の繰入金でございますが、勝本の黒瀬公衆トイレの建設工事に1,700万円、河川、池田川、これは石田でございますが1,000万円、単独の道路事業に2,300万円、計5,000万円を充当いたしております。

次に、沿岸漁業振興基金の繰り入れでございます。栽培センターの建設に単独事業に今回1億円の予算を計上いたしております。財源は過疎債を充当いたしておりますが、その残りの部分の500万円は基金の繰り入れを計画いたしております。

19款繰越金でございます。前年度繰越金9,709万4,000円を追加いたしております。

次に16ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、ここで5月1日より市長の給料30%、副市長の給料15%の減額を実施いたしております。それと、副市長の不在期間及び収入役の任期前退職による減額分で、給料で474万円の減をいたしております。

3目の財政管理費でございます。これが合併振興基金の積み立てということで5億円を計上いたしております。6目の企画費でございます。企画費におきましては、19節負担金で、離島航空路線安全整備事業といたしまして、オリエンタルブリッジ株式会社に対しまして安全運行に必要な整備等の経費のうち国庫補助対象外の10整備費を助成するもので、総事業費が8,900万円で、そのうち県が、3分の2で5,900万円、残り3分の1を五島、対馬、本市で助成をするもので1,000万円計上いたしております。

また、25節の積立金、議案47号で説明をいたしましたように、ふるさと応援基金の積み立てを1,000円計上いたしております。

次に、18ページをお開き願います。4項の選挙費、選挙管理委員会費でございます。委託料としまして、システム改修委託料、裁判員候補予定者名簿の作成のためにシステム改修を実施するものでございます。

3款の民生費、1項社会福祉費では、3目老人福祉費28節繰り出し金といたしまして老人保

健特別会計への繰り出しを2,500万円、今回老人保健特別会計が医療費の補正をいたしております。その3,000万円の12分の10に相当する額でございます。この分の繰り出しをいたしております。

次の6目、老人福祉施設費でございます。15工事請負費で空調機の更新工事といたしまして、老人ホームの個別空調機の更新工事を計上いたしております。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費では28節繰り出し金で簡易水道事業特別会計へ1億2,566万円繰り出しいたしております。これは湯ノ本及び石田簡水で過疎債で起債の借入れをいたしております。その分の8,250万円と一般の繰り出しを4,316万円、あわせて1億2,566万円の繰り出しを実施いたしております。

また、4目の病院費でございます。繰り出し金といたしまして、病院事業会計への繰り出し、医師公舎建設並びに医療機器購入費を当初、病院事業債で予定をいたしておりました。しかし、過疎債で対応できるということで、今回その変更をするものでございまして、過疎債で借入れたその額を同額繰り出すようにするものでございます。

次に、20ページをお開き願います。5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費でございます。1,376万9,000円の補正をいたしております。事業内容につきましては、補正予算の主要事業に詳細に記載をいたしております。資料2でございます。こちらの方を後もって御高覧願いたいと思います。

4目畜産業費でございます。15節工事請負費では堆肥センターの敷地造成工事といたしまして2.2ヘクタールの造成工事を計画いたしております。また、19節負担金では、これは2段目でございますが、肉用牛規模拡大サポート事業といたしまして、新規参入者に対しまして全額県より補助を受けまして、同額交付をするものでございまして、繁殖牛が1頭当たり1万円、40頭分、肥育牛が1頭当たり2万5,000円、60頭分を予定いたしております。

次に22ページをお開き願います。農地費におきましては、総額で1億5,887万3,000円の補正をいたしております。15節工事請負費でふるさと農道整備事業といたしまして、亀松地区外4地区を計画いたしております。

次に、19節負担金補助及び交付金でございます。土地改良区の経常経費といたしまして1,413万8,000円を計上いたしております。これは当初50%計上いたしておまして、今回追加をするものでございます。

圃場整備組合運営費225万円でございますが、原田地区の圃場整備と、それと刈田院の圃場整備の組織の立ち上げがっております。そういったところでこの2地区に運営費を助成するものでございます。

次に、24ページをお開き願います。3項水産業費でございます。2目の水産業費振興費の中

で起債のときに説明をいたしましたけれども、15節工事請負費としまして、栽培センター建設工事に1億円計上いたしております。これは19年度当初の債務負担で8億4,000万円で議決をいただいております。単独事業については、当初には計上しないという方針で当初予算を作成しました関係で、今回追加をお願いするものでございます。財源は過疎債を95%充てております。

次に、6款商工費1項商工費1目商工総務費でございます。13節委託料でコールセンターの基礎講座、昨年実施いたしました接遇講座を本年も実施するものでございます。

4目観光費13節委託料で、壱岐の夏祭りフェア事業ということで100万円計上いたしております。これは7月1日から8月31日までの2カ月間、ホテル日航福岡の直営レストラン並びバー8店舗で壱岐の食材を使った「壱岐の夏祭り、壱岐牛と黒潮の幸、海の幸フェア」が開催されまして、観光協会に事業を委託するものでございます。

次に26ページをお願いします。土木費2項道路橋梁費では、2目の道路橋梁維持費で3,620万円の補正をお願いいたしております。維持管理修理といたしまして1,430万円、工事請負費といたしまして2,190万円、また3目の道路橋梁新設改良費で、補正額が3億368万円、工事請負費で補助事業としまして2路線、単独事業が19路線、道路改良の起債としまして11路線を計上いたしております。

これにつきましても、資料の2に延長、それから道路の箇所等を記載いたしております。後もってご覧をいただきたいと思っております。

次に、28ページをお願いいたします。5項都市計画費1目都市計画総務費でございます。15節工事請負費で公衆トイレの整備工事といたしまして、黒瀬公衆トイレの新築工事を計上いたしております。

次に、30ページをお開き願います。8款消防費2目非常備消防費でございます。報償費としまして、消防操法大会の出場報奨金を600万5,000円計上いたしております。3目の消防施設費でございます。15節工事請負費で消防施設等改修工事といたしまして郷ノ浦地区の機動分団格納庫建設、勝本地区の第7分団格納庫建設、芦辺地区の第9分団の下水道の接続工事を計上いたしております。

また、9款教育費1項教育総務費におきましては、教育長の給料を5月1日より15%減額をいたしております。その教育長の減額分95万円と共済が13万8,000円でございます。

9款教育費2項小学校費13節委託料で耐震診断調査ということで体育館の耐震診断を800万6,000円の予算を計上いたしております。

15節工事請負費では、校舎等の改修工事といたしまして、消防用施設の改修工事、三島小学校運動場ののり面、側溝の補修、それと志原小学校のパソコン教室の空調の工事を計上いたして

おります。

3項の中学校費でございます。13委託料で消防用施設の改修と勝本中学校、武生水中学校の高圧引き込み柱の改修工事を計画いたしております。

次に32ページをお願いいたします。社会教育費、社会教育総務費でございます。需用費、備品購入で230万円の予算を計上いたしております。これはコミュニティ助成事業で230万円を受け入れるものでございまして、太鼓の修理、購入にかかる分でございます。

6目の文化財保護費でございます。これは九州北部3県の姉妹遺跡締結10周年記念事業が九州国立博物館において開催がされるようになっております。3県の姉妹遺跡と言いますのは、佐賀の吉野ヶ里、福岡の平塚川、本市の原の辻の3遺跡でございます。

ここで合同展示、シンポジウム、体験事業を実施するものでございまして、本予算では9節旅費といたしまして45万8,000円、それから体験用消耗品が11節需用費で10万円、12節役務費で送料5万円を計上いたしております。

また、この旅費の中には復元ボランティア、現在20名の方が活動をなさってあるということでございます。この復元するための指導者の招聘旅費を計上いたしております。また、土器の製作にかかる消耗品等を計上いたしております。

13節委託料では情報案内板の作成設置業務で500万円、それと下から2段目になりますが、一支国博物館関係行事開催業務といたしまして499万8,000円、この2つは地域活性化センターの助成を受けるものでございまして、全額の999万8,000円を受けるものでございます。

次の設計業務でございますが、これはガイダンス施設の改修工事に伴います設計業務でございます。

それから、測量設計業務でございますが、一支国博物館の外溝工事の設計業務を200万円計上いたしております。

それから、19節負担金で、県営道路整備事業負担金としまして536万9,000円、これは現在道路整備が行われておりますけれども、電線の地中化共同溝の建設工事の負担金ということで本市が負担するものでございます。

次の補助金でございますが、まちづくり支援総合事業といたしまして、景観資産であります芦辺町の長嶋家の住宅の改修で、その事業の3分の2を負担するものでございます。3分の1は県の補助でございます。

続きまして、37ページをお開き願います。給与費明細書でございます。比較で申し上げます。長等のマイナス1は収入役の退職によるものでございます。その他のマイナス、これは自治会長とそれと原田地区の換地、それから自立支援の委員の追加、生涯計画の追加の分で、占めてマイ

ナスの233人の減となっております。

次に、報酬でございます。報酬につきましても自治会長の報酬の減、それから消防団員の報酬の減、それから原田地区の換地員の減等で387万1,000円の減となっております。給与につきましては、先ほど説明しますように、市長の30%、副市長の15%、それから副市長の任期不在期間等々で474万円でございます。期末手当につきましても103万円の減額をしているところでございます。

次ページをお願いします。一般職の給与の減額95万円、これが教育長の給与でございます。あと以下、記載のとおりでございます。

次に40ページでございます。当該年度末における現在高の見込みに関する調書で、今年度の起債の借入額を46億8,590万円といたしております。なお、当該年度中の償還見込みが32億6,943万2,000円で、当該年度末の現在高の見込みが276億2,877万8,000円となるものでございます。

特に当該年度中の起債の見込み額が46億円ということで、予算書の起債の借入額と不一致ということで思われるかと思いますが、この差というものが、先ほど報告で説明をいたしました19年度の繰越明許計算書の起債の借入額を20年度に借り入れるためにこの額をこちらの方にふやしております。

以上で説明は終わります。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を13時といたします。

午後0時08分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。なお、議案説明は簡潔に要領よくお願いをいたします。山内保健環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 議案第52号平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。平成20年度壱岐市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,262万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページは「第1表歳入歳出予算補正」でございます。それから、5ページから7ページでございますけれども、歳入歳出補正予算、補正予算事項別説明書でございます。

次に、8ページをお開き願います。歳入予算補正について説明いたします。1款、2款、3款について現年度分、過年度分をそれぞれ増額して計上いたしております。4款繰入金については一般会計からの繰入金を250万円増額して計上しております。

今回の補正でございますけれども、1款から4款に共通することございまして、支払い基金、国庫、県ともに過年度分の交付金、負担金については19年度専決でお願いをいたしました一般会計からの繰入金分について、20年度精算により一般会計に繰り出すことと、歳出医療諸費について不足が生じたため補正をお願いするものです。

10ページをお願いいたします。歳出補正予算について説明いたします。1款総務費については一般会計への繰入金を7,600万円計上しております。2款医療諸費中1目医療給付費は1,559万6,000円を、2目医療支給費は1,440万4,000円をそれぞれ増額して計上しております。

以上で、議案第52号老人保健特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第53号について御説明を申し上げます。

平成20年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ3億8,403万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億6,270万円とする。2、歳入歳出予算の補正は「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条、地方債の補正は「第2表地方債補正」による。本日の提出でございます。

2ページ、3ページに歳入歳出の予算補正を計上いたしておりますが、先ほど一般会計からもありましたように、石田簡水、並びに湯ノ本簡水の整備事業費を増額するものでございます。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正、1、変更、補正前、1億9,370万円を補正後2億7,620万円、8,250万円の増でお願いいたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。2、歳入、3款国庫支出金、1億6,500万円は先ほど申し上げましたように、湯ノ本簡水施設整備並びに石田簡水施設整備の事業費の補助金でございます。

4款繰入金、一般会計繰入金で1億2,566万円を計上いたしております。

6款諸収入で雑入1,087万6,000円は市道及び農道の改良工事に伴う補償費の歳入を計

上いたしております。

7 款市債、簡易水道事業債で 8,250 万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、10 ページ、11 ページをお願いいたします。3、歳出、1 款総務費、1 3 節委託料で 1,280 万円は片山地区のため池の関係でございまして、水質、土壌、ダイオキシン等の調査の環境調査費用を計上いたしております。1 5 節工事請負費で 2,121 万 6,000 円は説明に書いておりますように、簡易水道施設改良事業費、大山ため池外 2 地区の改修工事分でございます。水道管布設がえ工事につきましては、県道 2 路線の水道補償費をお願いいたしております。水道管布設がえ補償工事は市道並びに農道の 1 5 路線の補償工事の追加をお願いいたしております。

2 款施設整備費では、1 3 節委託料 840 万 9,000 円は湯ノ本浦地区の増補改良に伴います測量設計並びに石田地区の測量設計業務委託料を計上させていただいております。1 5 節工事請負費で 3 億 3,542 万円は、先ほどから申し上げておりますが、湯ノ本浦地区並びに石田地区の簡易水道施設整備工事費を計上いたしております。

以上で、議案 5 3 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 5 4 号について御説明を申し上げます。

平成 20 年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ 2,846 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 7,485 万 4,000 円とする。2、歳入歳出予算の補正は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。第 2 条、地方債の補正、地方債の変更は「第 2 表地方債補正」による。本日の提出でございます。

2 ページ、3 ページに第 1 表の歳入歳出予算補正の歳入歳出の起債をいたしております。

続きまして、4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債の補正、1、変更、下水道事業債で補正前 8,940 万円を今回 9,590 万円とし、650 万円の増をお願いするものであります。

それから、8 ページ、9 ページをお願いいたします。2、歳入、4 款県支出金で、事業費追加内示による増額を計上してございまして、1,827 万円でございます。

5 款繰入金、一般会計より繰入金 369 万 2,000 円を計上いたしております。

8 款市債、下水道事業債で 650 万円、これは漁業集落環境整備事業関係の工事の増によるものであります。

それから、10 ページ、11 ページをお願いいたします。3、歳出、2 款漁業集落排水整備事業費、1 3 節委託料で 10 万円計上いたしておりますが、芦辺漁港浄化センター完成に伴いまして 7 月より供用開始の予定でございますので、通水式の竣工式典の式典費ということで計上させていただいております。

2款漁業集落排水整備事業費2項施設整備費で、13節委託料で910万5,000円の減額は業務委託費減による工事費への組み替えを行っております。15節工事請負費で3,686万7,000円は漁業集落排水整備追加工事分でございます。18節備品購入費で60万円は、浄化センター内の事務室へのキャビネット等の備品購入の計上をいたしております。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

〔病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 登壇〕

○病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 議案第55号、平成20年度老岐市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条では総則で定めております。第2条につきましては業務の予定量の変更の補正でございます。第3条、4条につきましては収益的収入並びに資本的収入、支出の予定額の変更でございます。第5条につきましては、企業債の限度額の変更ということで減になっております。4ページで具体的な説明をいたしたいと思っております。

4ページの方をお開き願います。平成20年度の老岐市民病院事業会計補正（第1号）の実施計画書でございます。収益的収入及び支出の支出で、老岐市病院事業の費用の5、資産減耗費でございます。1,740万円の減になっておりますけど、こちらの方につきましては、過疎債の方が対象になるということで、病院の医師公舎の6棟分の組み替えでございます。一番下の欄の支出で、整備事業が資本的支出の方に回ってきたという組み替えをいたしております。

下の欄が資本的収入及び支出の収入で、先ほど一般会計で医師公舎と病院の医療費の機器の2つが過疎債の対象事業になりましたので、その分につきまして一般会計から繰り入れるところが一つでございます。そして、企業債の方を減額しています。企業債の方はほぼ2分の1程度は病院事業と過疎債でもっています。下の支出は、先ほど申しました組み替えでございます。

5ページが資金計画書でございます。6ページ、7ページにつきましては、予定の貸借対照表でございますので、お目を通しをいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

〔病院管理部長兼病院事務長（山内 義夫君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第56号過疎地域自立促進計画変更の策定について御説明をいたします。

過疎地域自立促進計画変更を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけど、これは堆肥化処理施設整備事業、遊歩道整備事業、石田地区簡易水道整備事業、医師住宅整備事業及び医療機器整備事業に過疎対策事業債を活用するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。ここには過疎地域自立促進計画変更について、変更前と変更後の比較をいたしております。右側上段につきましては、畜産環境総合整備統合事業、いわゆる堆肥化処理施設整備につきまして、これは郷ノ浦町に建設される分でございます。それから、その下の遊歩道整備事業につきましては、芦辺町原の辻の関連でございます。真ん中の表でございますが、ここには石田地区簡水について、下段のところでございますが、これは医療機器整備事業及び医師住宅について、市民病院にかかわる事業でございます。

最後のページには、位置図を示しております。後もってお目通しをお願いいたしたいと思いません。

以上で、議案第56号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第57号郷ノ浦辺地、武生水A辺地、武生水B辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、沼津B辺地及び布気辺地に係る総合整備計画の策定について説明をいたします。

郷ノ浦辺地、武生水A辺地、武生水B辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、沼津B辺地及び布気辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、郷ノ浦地区機動第1小隊格納庫整備事業、市道市山牛方線改良事業、市道小林線改良事業、市道有安本線改良事業及び勝本地区第7分団格納庫整備事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2枚目から6枚目につきましては、それぞれ総合整備計画書を添付いたしております。

それから、最後のページでございますけれども、最後には位置図を添付いたしております。後もってお目通しをお願いいたしたいと思いません。

以上で、議案第57号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第58号財産の無償貸付について説明をいたします。

財産の無償貸付について次のとおり財産、土地を無償貸付するものとする。本日の提出でございます。

1、無償貸付する財産、所在地は壱岐市芦辺町深江鶴亀触515番地1外8筆となっております。地目は雑種地ほかでございます。面積は1万8,682.38平米のうち、長崎県立埋蔵文化財センターに係る部分でございます。2、貸し付けの相手方、長崎県知事、金子原二郎でございます。3、貸し付けの理由、長崎県立埋蔵文化センターの敷地でございます。4、貸し付けの期間は、平成20年7月1日から30年間といたしております。この30年間の根拠でございます。

が、これは壱岐市有財産貸付管理規則に基づきまして30年を超えて貸し付けることはできないということで30年といたしております。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

2ページ目でございますけれども、これは別紙でございますが、無償貸付する財産一覧、9筆の内容でございます。

3枚目でございますが、ここには地番を付した図面を添付いたしております。

4枚目でございますが、これは全体の配置図でございます。

以上で、議案第58号について説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第59号字の区域の変更について説明をいたします。

地方自治法第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、土地改良事業里地棚田保全整備事業による山水地区圃場整備の実施に伴い、土地の区画が変更になり、従前の方法によっては字の境界が判然としなくなったため、字の区域を一部変更するものでございます。

次のページをお開きください。次のページと添付しております図面によりまして説明をいたしたいと思っております。

耕作道が拡幅になったために、字の変更が生じたということでございます。区域を変更する大字、字の名称、壱岐市芦辺町中野郷仲触字山水、同左に編入する区域、字明後坂1068の3の全部、1069の6の一部、1069の7の全部、1070の2の一部及びこれらの区域に隣接、介在する道路である市有地の全部。

以上で、議案に対する説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを説明させていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦字立場山地先の郷ノ浦港湾埠頭用地造成に伴う公有水面埋立により生じた土地について議会の議決を経て確認し、字の区域を変更しようとする

るものであります。

図面に基づいて説明をいたしたいと思っております。位置でございますが、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦字立場山702の1、702の2、703、703の3、及び703の8地先、面積につきましては、3万6,011.6平方メートル、編入する区域、字立場山でございます。通称マイナス7m岸壁のところでございます。前面につきましては、国土交通省の所有の岸壁になっております。背後地につきまして今回提出といたしております。

以上でございます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第61号について御説明を申し上げます。

市道路線の認定について、市道路線を別紙のとおり認定する。本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、市道として受け入れられる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次のページに認定路線調書、その次に平面図をつけておりますので、平面図と兼用して説明をいたします。

今回の市道認定につきましては、医師公舎建築に伴い都市計画区域内での建設工事で、都市計画区域での建築行為は建築基準法上、公衆用道路で幅員が4メートル以上であるのが条件であり、建築許可の認可に必要であり、敷地内の道路を新規市道として認定を受けるものでございます。

認定路線調書で申し上げます。路面番号が2008番、赤で位置図で示しておりますが、路線名が今宮4号線、延長が59.6メートルでございます。幅員は4メートルです。

続きまして、青で記載をいたしておりますが、路線番号が2009、今宮5号線で、延長が22.8メートル、幅員が4メートル、以上の2路線でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、市長提出議案に対する説明を終わります。

日程第27. 陳情第1号～日程第29. 要望第1号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第27、陳情第1号最低賃金の引き上げ制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情から、日程第29、要望第1号身障者でも、使用できるプール場の開放についてまで3件を議題とします。

陳情第1号及び陳情第2号、要望第1号についてはお手元に写しを配付いたしておりますので、

説明にかえさせていただきます。

以上で本日の日程は終了しました。これで散会をいたします。大変お疲れでございました。

午後 1 時26分散会